

「令和5年度以降の東京都における個人情報保護制度に関する条例整備の考え方について（意見募集）」の結果について

1 意見募集期間

令和4月10月11日（火曜日）から同年10月31日（月曜日）まで

2 提出意見の総数

1件

3 御意見と東京都の考え方

番 号	御意見	東京都の考え方
1	<p>ア（1）該当箇所</p> <p>「8 個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、東京都情報公開・個人情報保護審議会（情報公開条例第39条）に諮問します。」について</p> <p>（2）意見</p> <p>「個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に限定されず、従来どおり東京都または東京都議会等は東京都情報公開・個人情報保護審議会に幅広く諮問を行うべきである。</p> <p>イ 御意見の理由</p> <p>個人情報保護法129条は「個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」は、審議会などの機関に諮問することができる」と規定しているため、地方自治体は「特に必要であると認める場合」に限り審議会などに諮問することができるのか問題となり、同法129条の趣旨・目的が問題となる。</p> <p>この点、同法129条の趣旨について、令和3年5月11日の参議院内閣委員会において政府参考人は「個別の個人情報の取扱いの判断については、国が策定するガイドラインも作られ、個人情報保護委員会の助言等もあるので、そういったものを参照することで解決される場合が多いと考えられる。したがって地方公共団体が個別の個人情報の取扱いの判断について審議会に諮問する必要性は減少するものと考えている」と述べている。</p>	<p>個人情報保護法の解釈権を有する国は、「個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するものである」といった見解を示しており、令和5年度以降の審議会への諮問の範囲には、一定の制限が生じるものと解されています。</p> <p>上記の国の考え方も踏まえつつ、必要な事項については審議会に情報提供を行うなど、東京都は令和5年度以降も引き続き、個人情報保護制度を適正に運用して参ります。</p> <p>今回の御意見については、参考にさせていただきます。</p>

つまり、個人情報保護法においては、個人情報保護委員会が地方自治体における個人情報の取扱いについて監督することになり、地方自治体の審議会などが審議する必要がある場合が減少するため同法 129 条を設けたものと解される。そのため、地方自治体の審議会等が幅広く審議を行うことによる弊害の防止が立法趣旨となっているわけではない。

したがって、同法 129 条はあくまで例示規定であり、特に必要と認める場合以外に審議会等に諮問を行うことが法律により禁止されるわけではないと解される。そのように考えても個人情報保護法の全体的な趣旨・目的である「個人情報の有用性に配慮」と「個人の権利利益の保護」および「個人の人格尊重の理念を尊重」が阻害されるわけではない（個人情報保護法 1 条、3 条）。地方自治や団体自治（権力分立）により国民・住民の個人情報、プライバシー権および人格権など（憲法 13 条）を保護しようという憲法 92 条、94 条の趣旨からもそのように解すべきである。

そのため、東京都情報公開・個人情報保護審議会への諮問については、「個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に限定せず、従来どおりに東京都または東京都議会等は幅広く諮問を行うべきである。（斎藤裕「令和 3 年改正個人情報保護法と個人情報保護条例の効力」『判例時報』2510 号 97 頁参照。）

※ 御意見については、一部要約している箇所があります。